

質問回答

2021年7月7日

「ルワンダ国地方給水マネジメント強化プロジェクト」

(公示日:2021年6月23日/調達管理番号:21a00213)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P14、別紙 プロポーザル評価配点表、3.(1)②副業務主任者の経験・能力、ア)類似業務の経験	ここで評価対象となる類似業務とは、業務主任者担当分野の「給水計画」と理解してよろしいでしょうか？	業務主任者の担当分野である「給水計画」を選択した場合、類似業務は P11、1.(3)3 a)にある「地方給水に係る各種業務経験」となります。
2	P14、別紙 プロポーザル評価配点表、3.(1)②副業務主任者の経験・能力、ア)類似業務の経験	業務管理グループの結成にて副業務主任者が「給水施設維持管理」を担当した場合、業務主任者および副業務主任者/給水施設維持管理担当への配点 36 点の内訳がどのようになるか、ご説明いただけますでしょうか。	配点はそのままですが、副業務主任者の経験・能力は、業務主任者の評価をもってあてることとし(「業務主任者等との経験」のみ副業務主任者の経験を評価)、副業務主任/給水施設維持管理の方は給水施設維持管理の者として評価します。 *「コンサルタント契約等における「プロポーザル作成ガイドライン 2019 年 4 月)内 P.18 別添資料 3
3	P28(18)ベースライン/エンドライン調査	保護湧水はポイント給水施設に含まれることから、3 行目「ポイント給水の調査」と 7 行目「全 7 郡に対する保護湧水の調査」は重複しているように思われます。前者と後者の違いについてご説明いただけないでしょうか。	「企画競争説明書」当該部の誤記をお詫びして以下のとおり訂正します。 誤:ポイント給水施設の調査 正:ハンドポンプ付井戸)の調査 * R/D 内 P.3、5.4、1)に記載のある「Boreholes with carious various pumps」を示す

4	P28(18)ベースライン／エンドライン調査	7行目「全7郡に対する保護湧水の調査」に関し、R/Dの3ページ5.4、1)項に保護湧水のベースライン調査対象は各郡のパイロットセクターの全ての保護湧水と記載されています。この理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。R/Dの3ページ5.4、1)項の記載の通り、各郡のパイロットセクターの全ての保護湧水とご理解いただければと思います。
5	P28(18)ベースライン／エンドライン調査	GPS、簡易水質試験キットなどの調査用資機材を携行機材として見積りに計上してよろしいでしょうか？	ベースライン調査は現地再委託によるものを想定しておりますが、調査用資機材を見積りに計上いただくことに問題はございません。
6	p39、(3)民間セクターの技術・知見を活用した能力強化、	本邦企業が現地で調査を実施し、紹介・デモンストレーションを行う際の渡航費用(航空賃、日当、宿泊費等)は、P6、2行目の「a)ルワンダ国企業／本邦企業の有する技術の試験的導入費:20,000千円」が適用されるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。適用可能性が高いと判断された本邦企業に対して、該当企業への再委託契約により現地調査の実施、C/Pへの技術紹介、デモンストレーション、該当技術の小規模な試行を想定しております。
7	p48、(7)資機材調達	プロジェクト事務所で使用する、コピー・プリンター複合機、パソコン、プロジェクター、インターネット接続機器等を携行機材として見積りに計上してよろしいでしょうか？	別見積として計上ください(契約交渉時に確認させていただきます。内容によっては現地事務所にて調達する可能性があります)。

以上